〇厚生労働省令第八十六号

き、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のの三第五項及び第十二条の二第二項の規定に基づ医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条 ように定める。 平成二十四年五月三十一日

医療法施行規則の一部を改正する省令 厚生労働大臣 小宮山洋子

号)の一部を次のように改正する。 適切に比較した上で病院等を選択することを支援者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、第一条の四中一次に掲げる」を一医療を受ける 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十

ことができる機能を有するインターネットの利用するため、病院等に関する情報を容易に検索する

その他適切な」に改め、同条第一号及び第二号を

第九条の二第三項中 一次に掲げる」を インター

併後存続する医療法人の」を加える。第三十五条第二項中「前項第五号の」の下に「合 及び第二号を削る。ネットの利用その他適切な」に改め、同項第一号

この省令は、公布の日から施行する。

医療法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

0

3 都道府県知事は、法第十二条の二第二項の規定により、2 (略) 2 (略) を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定に第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定に当り、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項とができる機能を有するインターネットの利用その他適切とができる機能を有するインターネットの利用その他適切とが方法により公表しなければならない。	改 正 案
第九条の二 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項第九条の二 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項のとする。	第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定に 第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定に とり、同条第一項及び第二項の規定により公表しなければならない 一 医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に 抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支 抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支 抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支 活った との 一 医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に 本語 できる機能を有するインターネットを活用した方法 おできる機能を有するインターネットを活用した方法 おできる機能を有するインターネットを活用した方法 ができる機能を有するインターネットを活用した方法 ができる機能を有するインターネットを活用した方法 ができる機能を有するインターネットを活用した方法 ができる機能を有するインターネットを活用した方法 ができる機能を有するインターネットを活用した方法 ができる機能を有するインターネットを活用した方法 ができる機能を対している。	現行

第三十五

2 にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することに関する規定を設けるときは、法第四十四条第五項の規定法人の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者人である場合であつて、前項第五号の合併後存続する医療、合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法 ができる。

> ンター ネット を活用 た方法

容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情 報

の 内

第三十五

2